

指定介護予防通所介護 重要事項説明書
安心苑ホームサービスセンター

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(指定 第 2772400467 号)

当事業所はご契約者に対して指定介護予防通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として「要支援」と認定された方が対象となります。
要支援認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の配置状況	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. 苦情の受付について	6

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 清松福祉会
(2) 法人所在地 大阪府枚方市長尾西町 3 丁目 28 番地 10 号
(3) 電話番号 072-850-4141
(4) 代表者氏名 理事長 児玉 誠
(5) 設立年月 昭和 60 年 2 月 15 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定介護予防通所介護事業所
平成 18 年 4 月 1 日指定
※当事業所は、以下の選択的サービスを実施しています。
①運動器機能向上サービス
②口腔機能向上サービス
- (2) 事業の目的 高齢者介護予防・自立支援

3.事業所実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 枚方市

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月～土（日曜、祝日以外）
受付時間	電話対応は 24 時間可能
サービス提供時間帯	9 時 00 分～16 時 30 分

(3) 事業所の名称 安心苑ホームサービスセンター

(4) 施設の所在地 大阪府枚方市招提北町 2 丁目 25 番地 1 号

(5) 電話番号 072-866-2217

(6) 施設長(管理者) 氏名 狩俣 誠

(7) 当施設の運営方針*

安心苑の名前にもあるように利用者に、現在、将来の生活を広義の意味で安心したものにできるように、安心介護のサービスを提供することをスタッフ全員が意識して日々の業務に励むこととする。

(8) 開設年月 平成 18 年 4 月 1 日

(9) 事業所が行っている他の業務

当施設では、次の事業を実施しています。

[特別養護老人ホーム 安心苑] 平成 10 年 11 月 10 日 定員 56 名

[短期入所生活介護事業] 平成 12 年 4 月 1 日指定 大阪府 2772400483 号 定員 14 名

[通所介護事業] 平成 12 年 4 月 1 日指定 大阪府 2772400467 号 定員 30 名

[居宅介護支援事業] 平成 12 年 4 月 1 日指定 大阪府 2772400541 号

[認知症対応通所介護事業]平成 18 年 4 月 1 日指定 枚方市 2772400467 号 定員 10 名

[介護予防短期入所生活介護事業] 平成 18 年 4 月 1 日指定 大阪府 2772400483 号

[介護予防通所介護事業] 平成 18 年 4 月 1 日指定 大阪府 2772400467 号

[介護予防認知症対応通所介護事業] 平成 18 年 4 月 1 日指定 枚方市 2772400467 号

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定介護予防通所介護サービス及び指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 事業所長（管理者）	1	1 名
2. 介護職員	8	4 名
3. 生活指導員	1.5	1 名
4. 看護職員	1	1 名
5. 機能訓練指導員	1	1 名

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 介護職員	勤務時間：8：30～17：00
2. 看護職員	勤務時間：8：30～17：00
3. 機能訓練指導員	勤務時間：9：00～16：30

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）*

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

☆選択的サービスについては利用者ごとの選択制となります。利用するサービスの種類や実施日、実施内容等については、介護予防サービス計画に沿い、事業所と利用者で協議したうえで介護予防通所介護計画に定めます。

〈サービスの概要〉

☆共通的服务

- ・ 契約者が自立した生活を送るために、能力に応じて食事・排泄などの必要な介助を行います。

①食事

- ・ 食事の準備・介助を行います。

（食事時間）

12：00～13：00

②送迎サービス

- ・ ご契約者の必要に応じて、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

☆選択的サービス

①運動器機能向上サービス

機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、運動器機能向上計画を作成し、運動器の機能向上のための訓練を実施します。

②口腔機能向上サービス

看護師等により、ご契約者の口腔機能の状態に応じて、口腔機能改善管理指導計画を作成し、口腔清潔、摂食・嚥下機能の向上等を図るためのサービスを実施します。

〈サービスの利用頻度〉

☆ 利用する曜日や内容等については、介護予防サービス計画に沿いながら、ご契約者と協議の上決定し、介護予防通所介護計画に定めます。

☆ただし、契約者の状態の変化、介護予防サービス計画に位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

<サービス利用料金(1ヵ月あたり)> (契約書第6条参照)

下記の料金表によって、ご契約者の要支援度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払い下さい。(上記サービスの利用料金は、ご契約者の要支援度に応じて異なります。)

★基本サービス

1. ご契約者の要支援度とサービス利用料金	要支援1 18789円	要支援2 37839円
2. うち、介護保険から給付される金額	16910円	34055円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	1879円	3784円

☆選択的サービス

選択的サービスを利用される場合には、それぞれ以下の料金が上記に加算されます。

1. 選択的サービス種類とサービス利用料金	運動器機能向上サービス 2351円	口腔機能向上サービス 1567円
2. うち、介護保険から給付される金額	2115円	1410円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	236円	157円

サービス提供体制Ⅰの加算分 要支援1の方は 92円
 要支援2の方は 184円
 サービス提供体制Ⅱの加算分 要支援1の方は 76円
 要支援2の方は 151円
 サービス提供体制Ⅲの加算分 要支援1の方は 28円
 要支援2の方は 51円

事業所評価加算 有り ひと月につき 126円

(前年度の要介護度維持改善率が高い時)

上記合計に介護職員処遇改善加算として(事業所が介護職員の処遇改善計画を策定履行した場合) 9.2% 加算されます。

前記は介護保険給付対象の1割負担で計算しています。2割3割負担の利用者は2倍3倍になります。

☆ご契約者がまだ要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、介護予防サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者に提供する食事に係る費用は別途いただきます。（下記（２）①参照）

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（２）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第５条、第６条参照）＊

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①介護保険給付の支給限度額を超える介護予防通所介護サービスの利用

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

②食事の提供にかかる費用　ご契約者に提供する食事の材料費や調理等にかかる費用です。　料金：１回あたり 680 円　おやつ代 100 円

③レクリエーション、ｸﾗﾌﾞ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやｸﾗﾌﾞ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

④複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。　１枚につき　１０円

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。　紙おむつ 100 円

パット 30 円　フラット 40 円　日常生活費消耗品費　200 円／１日

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 か月前までにご説明します。

（３）利用料金のお支払い方法（契約書第 6 条参照）

前記（１）、（２）の料金・費用は、１か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。＜振込の場合、手数料は各自負担でお願い致します。＞

ア・金融機関口座からの自動引き落とし

イ・当事業所に直接来苑し、支払う。

ウ・下記指定口座への振り込み

京都信用金庫枚方東支店　普通 0087288

名義名　安心苑　ホームサービスセンター　理事長　児玉　誠

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第7条参照）

☆利用予定日の前に、ご契約者の都合により、介護予防通所介護サービスの利用を中止、変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。

☆月のサービス利用日や回数については、契約者の状態の変化、介護予防サービス計画に位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

☆契約者の体調不良や状態の改善等により介護通所訪問介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、又は介護予防通所介護計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割引又は増額はしません。

☆ご契約者の状態の変化等により、サービス提供量が、介護予防通所介護計画に定めた実施回数、時間数等を大幅に上回る場合には、介護予防支援事業者と調整の上、介護予防サービス計画の変更又は要支援認定の変更申請、要介護認定申請の援助等必要な支援を行います。

☆月ごとの定額制となっているため、月の途中から利用を開始したり月の途中で終了した場合であっても、以下に該当する場合を除いては、原則として、日割り計算は行いません。以下の場合日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。

- 一 月途中で要介護から要支援に変更となった場合
- 二 月途中で要支援から要介護に変更となった場合
- 三 同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合

☆ 月途中で要支援度に変更となった場合には、☆サービス利用の変更の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. 苦情の受付について（契約書第20条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 TEL 072-866-2217

[職名] 苦情受付担当者

○受付時間 9:00～17:00

また、意見箱を玄関に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

枚方市役所長寿社会部 介護保険課	所在地 大阪府枚方市大垣内町 2-1-20 電話番号 072 (841) 1221 ・ FAX 072 (844) 0315 受付時間 AM9:00～PM5:30 (土日祝は休み)
大阪府社会福祉協議会	所在地 大阪府中央区中寺 1-1-54 電話番号 06 (6191) 3150 受付時間 AM9:00～PM5:00 (土日祝は休み)
国民健康保険団体連合会	所在地 大阪府中央区常盤町 1-3-8 (中央大通り FNビル内) 電話番号 06 (6949) 5418 ・ FAX 06 (6949) 5417 受付時間 AM9:00～PM5:00 (土日祝は休み)

7. サービスの利用に関する留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意（契約書第 11 条参照）

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(2) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(3) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

協力医療機関

医療機関の名称	関西医大くずは病院
所在地	大阪府枚方市花園町 4-1
診療科	内科・外科・整形外科・他

8. 損害賠償について（契約書第 12 条、第 13 条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

9. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要支援認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第15条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定又は要支援認定によりご契約者の心身の状況が要介護又は自立と判定された場合（一旦保留とし、再び要支援と認定されたときはそのまま再開します）
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第16条、第17条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入所された場合
- ③ご契約者の「介護予防サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者をご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（2）事業者からの契約解除の申し出（契約書第18条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第15条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

10. 非常災害時の対策

- ・非常時の対応 別途に定める、消防計画により対応いたします。
- ・平時の訓練 別途に定める、消防計画に則り、年二回避難・防災訓練（夜間想定を含む）を実施します。
- ・防災設備
 - ：自動火災報知機 有り
 - ：誘導灯 有り
 - ：ガス漏れ報知器 有り
 - ：非常通報装置 有り
 - ：非常用電源 有り
 - ：スプリンクラー 有り
 - ：室内防火栓 有り
 - ：カーテン等は防災性能のある物を使用しています。
 - ：震災に備えての備蓄（食糧・飲料水3日分）
（その他、拡声器・携帯ラジオ・懐中電灯等）
- ・消防計画 消防署への届出日：平成23年11月
- ・保険加入
 - ：事故災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。
 - ：加入保険会社名 三井住友海上
 - ：加入保険内容 社会福祉施設・事業者総合保障制度

11.その他重要事項

(1) 身体拘束の原則禁止

事業所は、介護予防短期入所生活介護サービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わない。

(緊急やむを得ず身体拘束等を行う際の手続き)

- ・ 事業所は、前項の身体的拘束等を行う場合には、次の手続きにより行う。
- ① 身体拘束廃止委員会を設置する。
- ② 選任の身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決める。
- ③ 「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体的拘束にかかる態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録する。
- ④ 利用者又は家族に説明し、その他方法がなかったか改善方法を検討する。

(2) 苦情対応

- ①事業者は、その提供した介護予防通所介護サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する。
- ②事業者は、その提供した介護予防通所介護サービスに関し、保険者が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は保険者の職員からの質問及び照会に応じ入所者からの苦情に関して、保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- ③事業者は、その提供した介護予防通所介護サービスに関する、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(3) 地域等との連携

事業者は、運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流をはかる。

(4) 虐待防止に関する事項

事業者は利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講じるものとする。

- ①従業者に対する虐待を防止するための研修の実施
- ②利用者及びその家族からの虐待等に関する苦情処理体制の整備
- ③その他虐待防止のために必要な措置
- ④事業者はサービス提供中に当該事業者又は擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合はすみやかにこれを市町村に通報するものとする。

(5) 事故発生の防止及び発生時の対応

- ①利用者に対する介護通所介護サービスの提供により事故が発生した場合、事業所は速やかに保険者、利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。
- ②事業所は利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。
- ③ 業者は事故発生防止のために事故防止委員会を設置し必要な措置を行う。

令和 年 月 日

指定介護予防通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

安心苑ホームサービスセンター

〈説明者職名〉

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護予防通所介護サービスの提供開始に同意しました。

〈本人〉

住所

氏名

印

電話番号

〈身元引受人〉

住所

氏名

印

電話番号

〈重要事項説明書付属文書〉

1. 事業所の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階、地下1階

(2) 建物の延べ床面積 2,729.21 m²

2. 職員の配置状況

〈配置職員の職種〉

介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

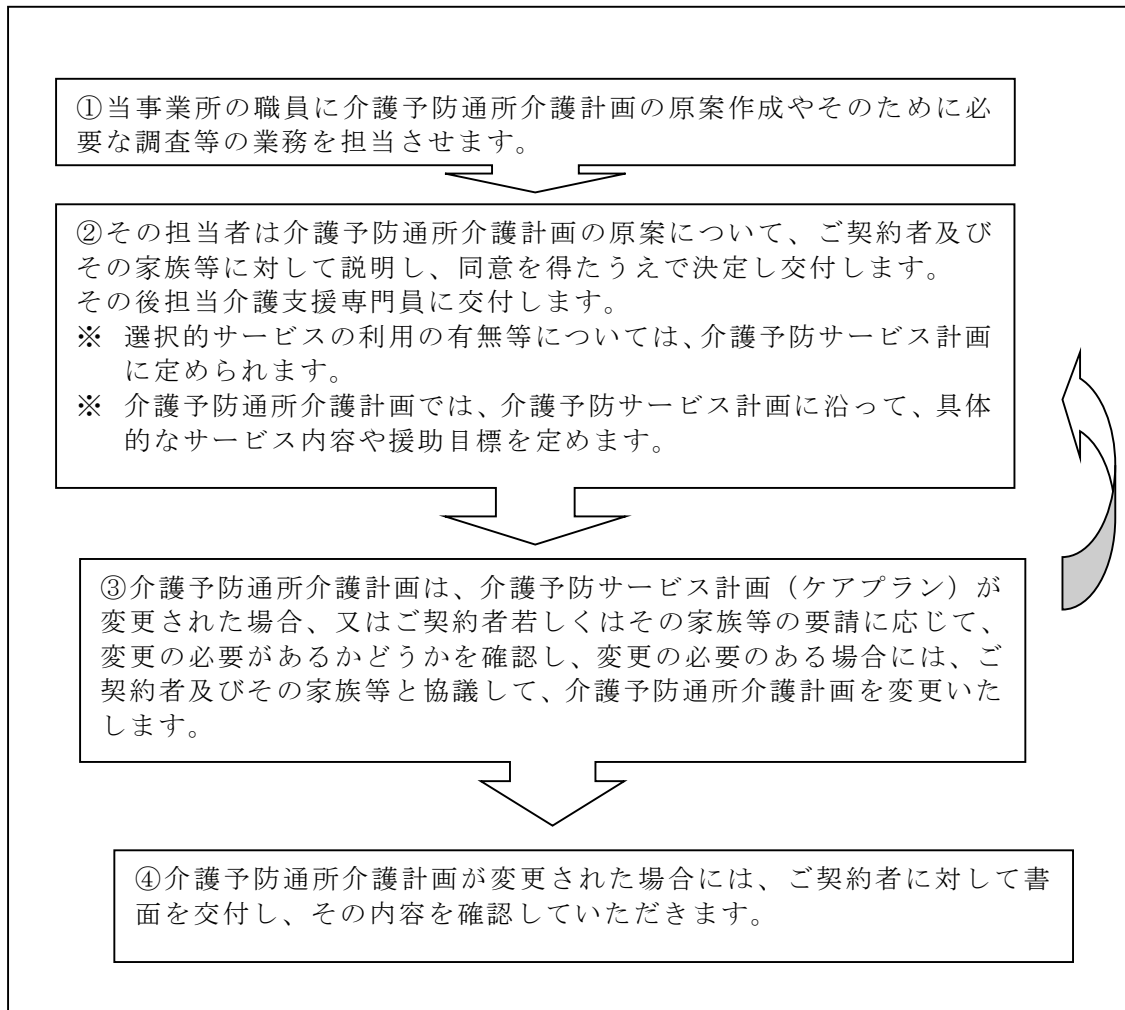
看護職員… 主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、口腔ケア、日常生活上の介護、介助等も行います。

機能訓練指導員…ご契約者の機能訓練を担当します。

管理栄養士…昼食の献立作成を担当します。

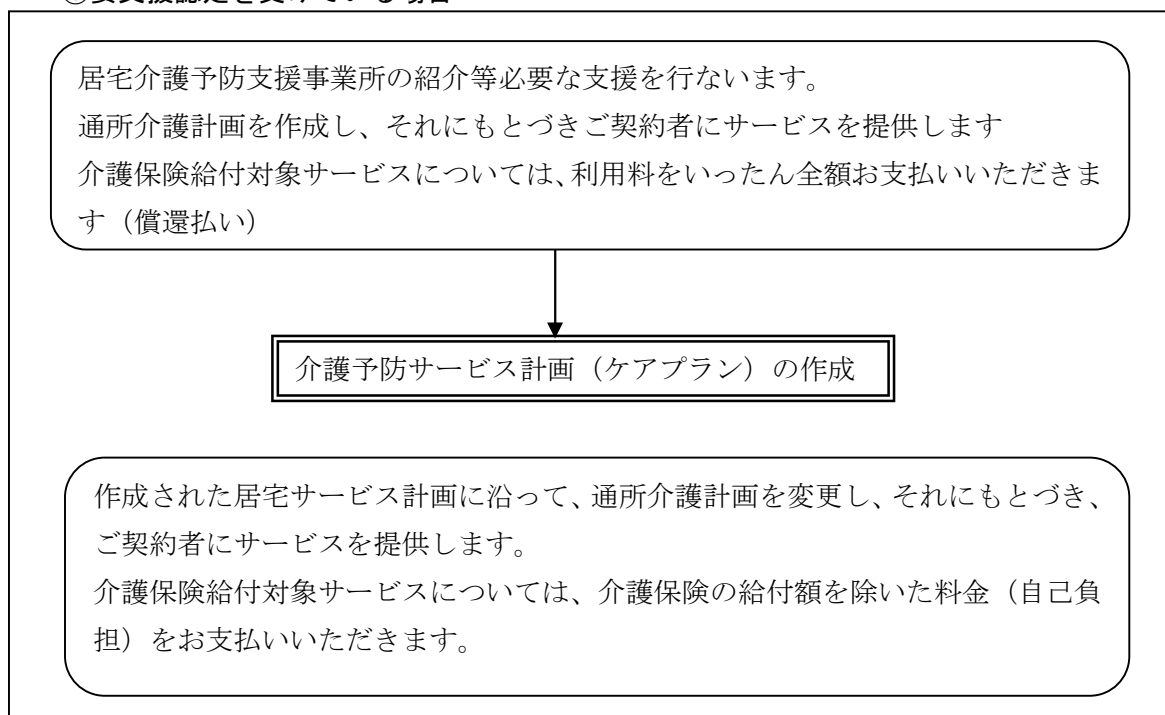
3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「介護予防サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「介護予防通所介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）



- (2) ご契約者に係る「介護予防サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

① 要支援認定を受けている場合



②要支援認定を受けていない場合

- 要支援認定の申請に必要な支援を行いません。
- 介護予防訪問介護計画を作成し、其れに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払い頂きます。(償還払い)

要支援と認定された場合

前記②と同じ

要介護と認定された場合

- 本契約は終了します。
- 居宅介護支援事業者への紹介を行います。

居宅サービス計画の作成

自立と認定された場合

- ・本契約は終了します
- ・既の実施されたサービスの利用料金は全額自己負担となります。
- ・必要に応じて地域包括支援センターを紹介し予防の必要性を検討してもらいます

- 本事業所の通所介護サービスが居宅サービス計画に位置づけられた場合には、通所介護サービスについて、料金やサービス内容についてご説明し、同意いただけた場合には通所介護サービスの提供について改めて契約を締結します。

4. サービス提供における事業者の義務（契約書第9条、第10条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全・
- ② 確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、提供の日から5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、退所して頂く場合もあります。
- ④ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑤事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
 - ・ ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
 - ・ サービス担当者会議など、契約者に係る他の介護予防支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。
- ⑦事業所又は従業員は、契約者に事故等発生し、発見した時は、「フェースシート」に記載されている家族や主治医、担当の地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等関係各所に連絡し、事故拡大を防止し、再発の防止に努めます。（緊急時の対応）

令和6年4月1日現在